

平成19年地方公務員給与実態調査結果の概要 (平成19年4月1日現在)

平成19年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 岡田・山家(やまが)

電話 : 03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代) (内線 3245、3252)

FAX : 03-5253-5553

平成19年地方公務員給与実態調査結果のポイント

ラスパイレス指数

○地方公務員の給与水準は、平成16年から4年連続で国家公務員を下回る。

平成19年4月1日現在 98.5 (全地方公共団体平均)

なお、下記のような技術的な理由等により前年比微増(対前年比 +0.5)。

〔理由〕

給与構造改革により、国は地域手当の率を増加させるため、基本給の一部を地域手当等に振り替えているが、約7割の地方公共団体は地域手当を設けていないため、基本給からの振り替えの必要なし。
→ 地方の基本給の低下水準が相対的に少なくなるため、ラスパイレス指数が微増。

(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

<参考> 平均給与月額(諸手当含む)

基本給のみで比較するラスパイレス指数は微増しているが、諸手当を含む平均給与月額でみれば...

- 国が増加しているのに対し、地方は前年よりも大きく減少。
- 平均年齢が高いにもかかわらず国の水準を下回る。

398,381円 (平均年齢 43.2歳)

〔対前年比 Δ3,235円〕

〔対国家公務員 Δ3,274円〕

<国家公務員>

401,655円 (平均年齢 41.4歳)

〔対前年比 +970円〕

(注) 平均給与月額は全職種の数値

〔理由〕

給与構造改革により、国は基本給が減少する分地域手当等を増加させているが、約7割の地方公共団体は地域手当を設けていないため、平均給与月額は前年よりも大きく減少。

(単位:円)

国(全職種)			
区分	H18	H19	19-18
平均給与月額	400,685	401,655	970
俸給月額(基本給)	346,508	342,804	Δ3,704
諸手当計	54,177	58,851	4,674
手当内訳			
地域手当	23,741	27,253	3,512
その他の手当	30,436	31,598	1,162

(単位:円)

全地方公共団体(全職種)			
区分	H18	H19	19-18
平均給与月額(※)	401,616	398,381	Δ3,235
給料月額(基本給)	359,814	356,288	Δ3,526
諸手当(※)計	41,802	42,093	291
手当内訳			
地域手当	16,151	16,964	813
その他の手当	25,651	25,129	Δ522

※ 公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したもの(国家公務員の地域手当には広域異動手当を含む。)

○団体区分別ラスパイレス指数

区 分	昭和 49. 4. 1	平成 18. 4. 1	平成 19. 4. 1	増 49→19	減 18→19
	全地方公共 団体平均	110.6	98.0	98.5	△ 12.1
都道府県	111.3	99.2	99.6	△ 11.7	0.4
指定都市	116.1	100.2	101.0	△ 15.1	0.8
市	113.8	97.4	97.9	△ 15.9	0.5
町 村	99.2	93.5	93.9	△ 5.3	0.4
特別区	—	101.4	101.9	—	0.5

※昭和49年の全地方公共団体平均（110.6）は最高値

（参考） 地域手当補正後ラスパイレス指数 99.0（全地方公共団体平均）

- **最高値** 104.7 東京都 調布市（平成18年 103.8 東京都、東京都調布市）
- **最低値** 68.0 北海道 夕張市（平成18年 67.5 長野県おうたまむら王滝村）

- 1,874団体中1,636団体（約87%）がラスパイレス指数100未満である。

○職種別平均給与月額等

<全地方公共団体>

（単位：歳・円）

職種区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額 ※	平均給与月額 ※	国家公務員		
					平均年齢	平均給与月額	
全 職 種	43.2 (43.0)	356,288 (359,814)	42,093 (41,802)	398,381 (401,616)	41.4 (41.2)	401,655 (400,685)	
内 訳	一般行政職	43.7	349,469	44,699	394,168	40.7	383,541
	技能労務職	46.8	324,414	37,041	361,455	48.8	320,514
	高等学校 教 育 職	44.4	401,586	38,736	440,322	—	—
	小・中学校 教 育 職	43.8	388,212	37,260	425,472	—	—
	警 察 職	40.7	344,824	45,380	390,204	42.0	379,710

※ 公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したもの

（注）全職種の（ ）内は、平成18年の数値である。

1 ラスパイレス指数の状況

(1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	増 減	
	49.4.1	63.4.1	10.4.1	18.4.1	19.4.1	49→19	18→19
全地方公共 団体平均	110.6	103.4	101.3	98.0	98.5	△ 12.1	0.5
都道府県	111.3	104.5	103.3	99.2	99.6	△ 11.7	0.4
指定都市	116.1	107.6	104.4	100.2	101.0	△ 15.1	0.8
市	113.8	105.4	102.1	97.4	97.9	△ 15.9	0.5
町 村	99.2	96.8	96.1	93.5	93.9	△ 5.3	0.4
特別区	—	107.0	103.2	101.4	101.9	—	0.5

(注) 昭和49年4月1日現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

(2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	増 減		
	49.4.1	63.4.1	10.4.1	18.4.1	19.4.1	49→19	18→19	
105以上	1,367	444	79	0	(0.0%) 0	△ 1,367	0	
100～105	628	816	825	175	(12.7%) 238	△ 413	63	
100未満	1,321	2,055	2,398	1,715	(87.3%) 1,636	315	△ 79	
内 訳	95 ～100	1,059	1,405	806	(42.8%) 803		△ 3	
	90 ～95	1,321	627	765	661	(32.7%) 612	315	△ 49
	90 未満		369	228	248	(11.8%) 221		△ 27
合 計	3,316	3,315	3,302	1,890	(100.0%) 1,874	△ 1,465	△ 16	

(注) 1 昭和49.4.1及び49→19の増減には特別区を含まない。

2 昭和49.4.1及び49→19の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況

<第3表 都道府県のラスパイレス指数>

都道府県名	平成19年指数	都道府県名	平成19年指数	都道府県名	平成19年指数
東京都	104.4	福井県	100.7	和歌山県	99.1
宮城県	102.9	奈良県	100.4	鹿児島県	99.1
静岡県	102.7	熊本県	100.3	長野県	98.8
埼玉県	102.3	山形県	100.2	滋賀県	98.6
神奈川県	102.1	三重県	100.2	青森県	98.2
長崎県	101.6	京都府	100.2	茨城県	97.8
福岡県	101.5	広島県	100.2	香川県	97.5
栃木県	101.4	徳島県	100.1	鳥取県	97.3
群馬県	101.0	山梨県	100.0	愛媛県	97.1
愛知県	101.0	福島県	99.8	大阪府	97.0
新潟県	100.9	千葉県	99.6	富山県	96.3
石川県	100.9	佐賀県	99.5	岡山県	96.2
兵庫県	100.9	沖縄県	99.5	高知県	95.6
大分県	100.9	岐阜県	99.3	島根県	92.6
秋田県	100.8	山口県	99.3	北海道	90.5
岩手県	100.7	宮崎県	99.2		

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況

<第4表 指定都市のラスパイレス指数>

指定都市名	平成19年指数	指定都市名	平成19年指数
仙台市	103.2	さいたま市	101.1
横浜市	103.2	神戸市	100.7
福岡市	102.5	札幌市	99.5
千葉市	101.8	広島市	99.1
静岡市	101.8	浜松市	98.5
川崎市	101.7	新潟市	98.3
名古屋市	101.6	堺市	97.9
京都市	101.5		
大阪市	101.4		
北九州市	101.4		

(5) 中核市のラスパイレース指数の状況

<第5表 中核市のラスパイレース指数>

中核市名	平成19年 指 数	中核市名	平成19年 指 数	中核市名	平成19年 指 数
船 橋 市	104.6	下 関 市	100.6	松 山 市	99.8
横 須 賀 市	103.6	高 松 市	100.6	い わ き 市	99.5
長 崎 市	102.9	宇 都 宮 市	100.5	高 槻 市	99.5
和 歌 山 市	101.4	金 沢 市	100.5	東 大 阪 市	99.3
長 野 市	101.1	大 分 市	100.5	豊 橋 市	99.2
鹿 児 島 市	101.1	川 越 市	100.3	富 山 市	99.0
相 模 原 市	101.0	岡 崎 市	100.2	高 知 市	97.9
熊 本 市	101.0	豊 田 市	100.2	岐 阜 市	97.5
郡 山 市	100.8	秋 田 市	100.1	函 館 市	97.2
宮 崎 市	100.8	福 山 市	100.0	旭 川 市	97.0
青 森 市	100.6	倉 敷 市	99.9	奈 良 市	97.0
姫 路 市	100.6	岡 山 市	99.8		

(6) 市区町村のラスパイレース指数上位団体及び下位団体の状況 (指定都市及び中核市を除く)

<第6表 市区町村のラスパイレース指数上位団体及び下位団体>

(上位団体)

団 体 名	平成19年 指 数
調 布 市 (東京都)	104.7
藤 沢 市 (神奈川県)	104.4
武 蔵 野 市 (東京都)	104.3
国 見 町 (福島県)	104.1
我 孫 子 市 (千葉県)	104.1
三 鷹 市 (東京都)	103.9
富 士 市 (静岡県)	103.7
成 田 市 (千葉県)	103.4
福 生 市 (東京都)	103.4
鎌ヶ谷市 (千葉県)	103.2

団 体 名	平成19年 指 数
町 田 市 (東京都)	103.2
市 川 市 (千葉県)	103.1
府 中 市 (東京都)	103.1
宇 部 市 (山口県)	103.1
立 川 市 (東京都)	103.0
多 摩 市 (東京都)	103.0
葉 山 町 (神奈川県)	103.0
八 王 子 市 (東京都)	102.9
練 馬 区 (東京都)	102.8
昭 島 市 (東京都)	102.8

(下位団体)

団 体 名	平成19年 指 数
夕 張 市 (北海道)	68.0
姫 島 村 (大分県)	70.6
王 滝 村 (長野県)	74.2
上 砂 川 町 (北海道)	74.9
栗 島 浦 村 (新潟県)	74.9
歌 志 内 市 (北海道)	75.9
海 士 町 (島根県)	77.9
与 那 国 町 (沖縄県)	79.1
藤 沢 町 (岩手県)	79.4
多 良 間 村 (沖縄県)	79.6

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出する。

【算出方法】 地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{現行ラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

(例)

A市

ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：**3%**
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

A市の地域手当補正後ラスパイレス指数

$$= 98.0 \times (1 + 0.03) / (1 + 0.03) = \boxed{98.0}$$

B市

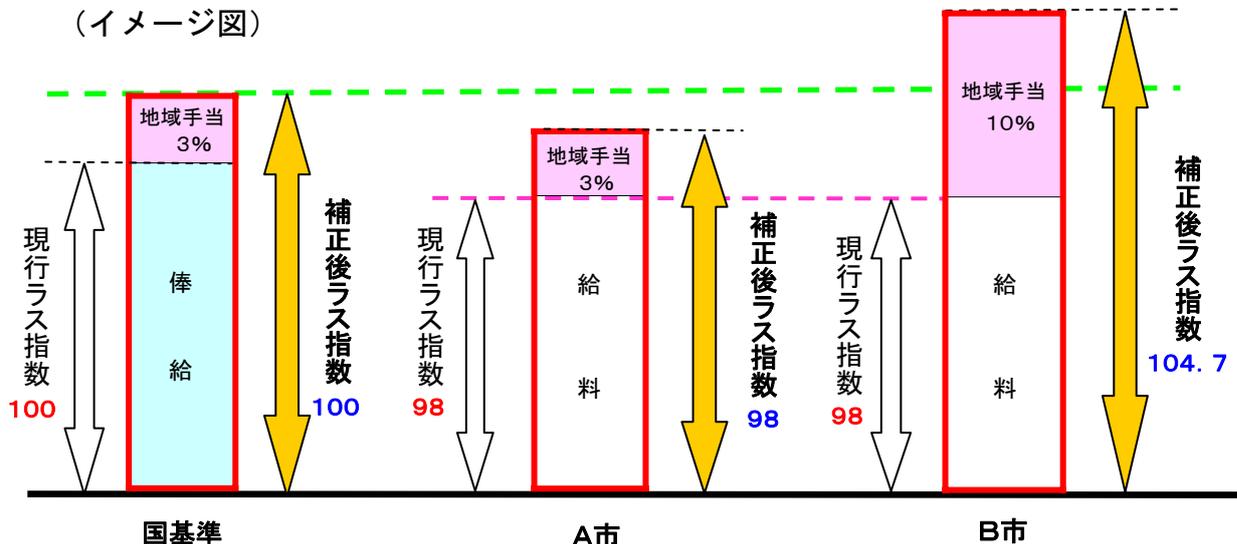
ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：**10%**
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

B市の地域手当補正後ラスパイレス指数

$$= 98.0 \times (1 + 0.1) / (1 + 0.03) = \boxed{104.7}$$

→ 現行のラスパイレス指数が同じ団体でも、地域手当を加味してみると、国家公務員と比較した給与水準が異なる場合がある。

(イメージ図)



地域手当補正後ラスパイレース指数の状況

○都道府県

(単位:%)

都道府県名	地域手当補正後ラス指数		ラスパイレース指数
	H19.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2	
東京都	104.1	(100.9)	104.4
愛知県	103.5	(102.7)	101.0
静岡県	103.4	(102.4)	102.7
兵庫県	102.7	(102.6)	100.9
神奈川県	102.6	(101.5)	102.1
宮城県	102.1	(101.6)	102.9
埼玉県	102.1	(99.4)	102.3
京都府	101.8	(101.4)	100.2
長崎県	101.6	(101.6)	101.6
新潟県	100.9	(100.9)	100.9
石川県	100.9	(100.2)	100.9
大分県	100.9	(100.9)	100.9
秋田県	100.8	(100.8)	100.8
岩手県	100.7	(100.7)	100.7
三重県	100.7	(98.0)	100.2
群馬県	100.6	(100.0)	101.0
栃木県	100.5	(98.3)	101.4
福岡県	100.5	(99.6)	101.5
福井県	100.4	(99.8)	100.7
熊本県	100.3	(100.3)	100.3
山形県	100.2	(100.2)	100.2
徳島県	100.1	(100.1)	100.1
福島県	99.8	(99.8)	99.8
山梨県	99.8	(97.6)	100.0
千葉県	99.7	(97.6)	99.6
滋賀県	99.7	(96.6)	98.6
和歌山県	99.5	(99.4)	99.1
佐賀県	99.5	(99.5)	99.5
沖縄県	99.5	(99.5)	99.5
奈良県	99.4	(95.8)	100.4
岐阜県	99.3	(98.7)	99.3
山口県	99.2	(99.2)	99.3
宮崎県	99.2	(99.2)	99.2
広島県	99.1	(96.4)	100.2
鹿児島県	99.1	(99.1)	99.1
長野県	98.7	(98.2)	98.8
青森県	98.2	(98.2)	98.2
鳥取県	97.3	(97.3)	97.3
茨城県	97.2	(93.6)	97.8
愛媛県	97.1	(97.1)	97.1
大阪府	96.7	(95.0)	97.0
富山県	96.3	(95.7)	96.3
岡山県	96.2	(96.2)	96.2
香川県	96.2	(95.5)	97.5
高知県	95.6	(95.6)	95.6
島根県	92.6	(92.6)	92.6
北海道	90.5	(90.5)	90.5

地 域 手 当		
団体支給率 H19.4.1現在	国基準の支給率	
	H19.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2
12.75	13.03	(16.61)
10.00	7.36	(8.22)
4.00	3.28	(4.35)
7.96	6.02	(6.17)
10.00	9.45	(10.69)
2.13	2.88	(3.48)
5.00	5.24	(8.02)
8.28	6.56	(6.99)
1.67	1.69	(1.69)
0.00	0.00	(0.00)
1.32	1.32	(1.98)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
2.01	1.53	(4.25)
1.00	1.36	(2.05)
0.50	1.35	(3.65)
3.35	4.42	(5.33)
0.90	1.21	(1.82)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
0.95	1.13	(3.39)
5.35	5.28	(7.53)
4.40	3.25	(6.58)
2.23	1.86	(1.91)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
2.90	3.89	(7.87)
1.32	1.32	(1.98)
0.03	0.15	(0.18)
0.00	0.00	(0.00)
1.68	2.84	(5.64)
0.00	0.00	(0.00)
1.00	1.07	(1.60)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
2.03	2.70	(6.58)
0.00	0.00	(0.00)
10.00	10.29	(12.32)
1.31	1.31	(1.97)
1.66	1.66	(1.66)
0.00	1.37	(2.05)
0.00	0.00	(0.00)
0.00	0.00	(0.00)
1.06	1.05	(1.04)

※1 H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレース指数

※2 制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレース指数(団体の支給率はH19.4.1現在)

(注) 国においては、給与構造の見直しに伴う給与水準の引き下げについて、経過措置(現給保障)を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当についても段階的に導入し、平成22年度までに制度を完成させることとしている。

○指定都市

(単位:%)

指定都市名	地域手当補正後ラス指数		ラスパイ レス指数
	H19.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2	
大阪市	104.1	(101.4)	101.4
千葉市	103.7	(101.8)	101.8
静岡市	102.8	(101.8)	101.8
さいたま市	102.0	(98.4)	101.1
仙台市	101.8	(100.9)	103.2
川崎市	101.7	(101.7)	101.7
名古屋市	101.6	(101.6)	101.6
京都市	101.5	(101.5)	101.5
横浜市	101.4	(101.4)	103.2
北九州市	101.4	(102.4)	101.4
神戸市	100.7	(100.7)	100.7
福岡市	100.6	(98.8)	102.5
札幌市	99.5	(99.5)	99.5
浜松市	99.5	(98.5)	98.5
新潟市	98.3	(98.3)	98.3
広島市	98.2	(93.7)	99.1
堺市	97.9	(97.9)	97.9

団体支給率 H19.4.1現在	地域手当	
	国基準の支給率	
	H19.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2
15.0	12.0	(15.0)
10.0	8.0	(10.0)
6.0	5.0	(6.0)
9.0	8.0	(12.0)
3.6	5.0	(6.0)
12.0	12.0	(12.0)
12.0	12.0	(12.0)
10.0	10.0	(10.0)
10.0	12.0	(12.0)
4.0	4.0	(3.0)
10.0	10.0	(10.0)
6.0	8.0	(10.0)
3.0	3.0	(3.0)
3.0	2.0	(3.0)
0.0	0.0	(0.0)
4.0	5.0	(10.0)
10.0	10.0	(10.0)

※1、※2は都道府県に同じ

○市区町村(上位団体)

(単位:%)

団体名	地域手当補正後ラス指数		ラスパイ レス指数
	H19.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2	
東久留米市(東京都)	113.4	(109.2)	102.4
瑞穂町(東京都)	113.0	(113.0)	101.8
羽村市(東京都)	112.8	(108.5)	101.8
南足柄市(神奈川県)	111.7	(111.7)	101.5
武蔵村山市(東京都)	111.6	(111.6)	101.7
鎌ヶ谷市(千葉県)	111.3	(107.1)	103.2
開成町(神奈川県)	110.7	(110.7)	100.6
川西市(兵庫県)	110.6	(106.5)	102.6
奥多摩町(東京都)	110.4	(110.4)	99.5
東大和市(東京都)	110.3	(104.3)	102.4
寒川町(神奈川県)	109.8	(109.8)	99.8
藤沢市(神奈川県)	109.4	(104.4)	104.4
福生市(東京都)	109.2	(101.6)	103.4
君津市(千葉県)	108.5	(108.5)	100.5
佐倉市(千葉県)	108.3	(104.2)	102.3
市原市(千葉県)	108.3	(104.2)	102.3
綾瀬市(神奈川県)	108.3	(107.2)	100.4
瀬戸市(愛知県)	108.3	(104.2)	100.4

団体支給率 H19.4.1現在	地域手当	
	国基準の支給率	
	H19.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2
13.0	2.0	(6.0)
11.0	0.0	(0.0)
13.0	2.0	(6.0)
10.0	0.0	(0.0)
13.0	3.0	(3.0)
10.0	2.0	(6.0)
10.0	0.0	(0.0)
10.0	2.0	(6.0)
11.0	0.0	(0.0)
12.0	4.0	(10.0)
10.0	0.0	(0.0)
10.0	5.0	(10.0)
13.0	7.0	(15.0)
8.0	0.0	(0.0)
8.0	2.0	(6.0)
8.0	2.0	(6.0)
10.0	2.0	(3.0)
10.0	2.0	(6.0)

※1、※2は都道府県に同じ

(参考) 団体区分別 地域手当補正後ラスパイレス指数

区 分	ラスパイレス指数 (A)	地域手当補正後 ラス指数 (B)	差 引 B-A
全地方公共団体平均	98.5	99.0	0.5
都 道 府 県	99.6	99.7	0.1
指 定 都 市	101.0	101.1	0.1
市	97.9	99.0	1.1
町 村	93.9	94.6	0.7
特 別 区	101.9	101.0	△0.9

(注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。

2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、同様の計算式により国と比較している。

2 平均給与月額

＜第7表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)＞

(単位:歳・円)

職 種 区 分		平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	国家公務員	
							平均年齢	平均給与月額
全 職 種		43.2	356,288	85,430	441,718	398,381	41.4	401,655
内 訳	一般行政職	43.7	349,469	83,838	433,307	394,168	40.7	383,541
	技能労務職	46.8	324,414	61,486	385,900	361,455	48.8	320,514
	高等学校教育職	44.4	401,586	69,239	470,825	440,322	—	—
	小・中学校教育職	43.8	388,212	61,726	449,938	425,472	—	—
	警察職	40.7	344,824	148,223	493,047	390,204	42.0	379,710

(注)1 平均給料月額とは、給料月額に給料の調整額及び教職調整額を加えたものであり、諸手当月額とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、平均給与月額(国ベース)とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 高等学校教育職には、特殊、各種、専修学校を含み、小・中学校教育職には幼稚園を含む。

4 国家公務員については、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

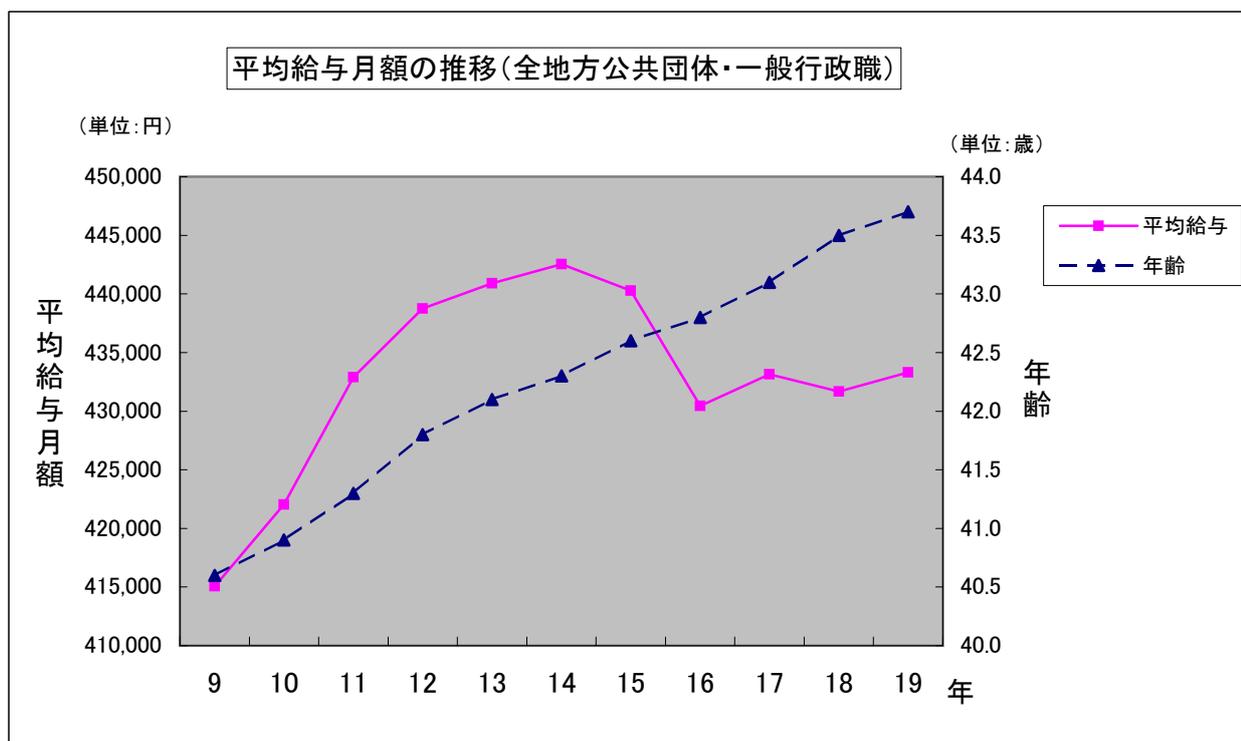
<第8表 団体区別平均給与月額(一般行政職)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全地方公共団体	43.7	349,469	83,838	433,307	394,168
都道府県	43.6	354,147	82,282	436,429	396,019
指定都市	43.6	358,726	125,589	484,315	425,089
市	43.8	348,279	80,745	429,024	391,861
町村	43.3	328,925	53,944	382,869	359,254
特別区	44.3	362,079	115,436	477,515	429,397
国	40.7	325,724	57,817	—	383,541

(注)1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額、平均給与月額(国ベース)は第7表に同じ。
2 国の欄は、行政職俸給表(一)の数値である。

<第9表 平均給与月額の推移(全地方公共団体・一般行政職)>



<第10表 団体区分別職種別平均給与月額(技能労務職員等)>

(単位:歳・円)

団体区分	清掃職員		学校給食員		用務員		自動車運転手	
	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額
全地方公共団体	44.4	428,850	47.2	345,448	48.7	378,750	50.2	410,106
都道府県	47.8	519,091	48.3	366,284	48.8	383,979	51.2	404,021
指定都市	44.1	461,999	45.8	360,664	46.9	402,664	49.4	469,261
市	44.6	413,458	47.3	346,114	48.7	366,621	49.3	413,619
町村	45.7	341,401	48.5	292,582	50.2	301,625	50.1	362,664
特別区	43.8	464,544	48.3	391,341	49.9	419,757	51.3	493,385

<参考>

(単位:歳・千円)

	廃棄物処理業従業者	調理士	用務員	自家用乗用自動車運転者				
民間(全国平均)	43.3	300.1	41.5	256.8	53.7	228.9	52.5	286.2

(単位:歳・円)

団体区分	守衛		電話交換手		バス事業運転手	
	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額
全地方公共団体	48.8	450,176	48.6	401,126	45.1	462,993
都道府県	46.4	419,357	47.6	389,033	44.2	473,534
指定都市	46.8	473,961	49.5	445,634	45.8	477,341
市	46.1	424,233	50.6	418,166	44.6	413,956
町村	—	—	48.7	314,572	46.0	312,889
特別区	53.6	490,306	52.7	455,194	—	—

<参考>

(単位:歳・千円)

	守衛	内線電話交換手	営業用バス運転者			
民間(全国平均)	58.2	256.4	41.4	213.2	45.3	315.7

(注)1 民間データは「賃金構造基本統計調査」の数値を基に、職務の内容が類似すると思われる職種の労働者のデータを総務省において再集計(平成16年～18年の3ヶ年平均(内線電話交換手については平成14年～16年の3ヶ年平均))したものであるが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示したものである。

2 数値のない欄については「ハイフン(—)」としている。

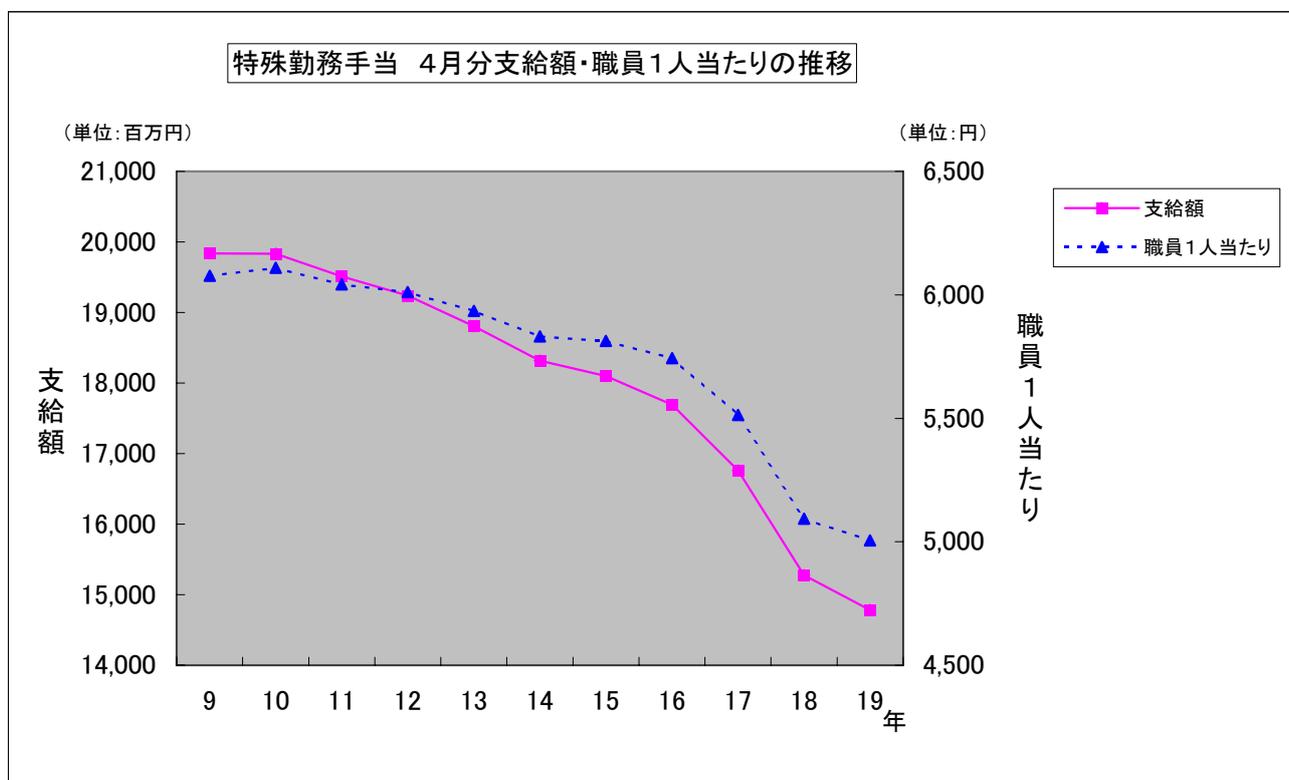
3 特殊勤務手当

<第11表 団体区別特殊勤務手当(4月分支給額・職員1人当たり)>

(各年4月分)

団体区分	平成9年		平成18年		平成19年		18 → 19	
	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり
	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)
全地方公共団体	19,835	6,077	15,277	5,093	14,782	5,006	△ 495	△ 87
都道府県	7,648	4,463	6,389	3,995	6,266	3,958	△ 123	△ 37
指定都市	3,197	12,794	1,414	5,888	1,239	4,990	△ 175	△ 898
市	5,522	7,592	5,389	6,615	5,289	6,720	△ 100	105
町村	1,369	3,691	598	3,432	595	3,559	△ 3	127
特別区	311	3,958	127	1,839	79	1,177	△ 48	△ 662

<第12表 特殊勤務手当 4月分支給額・職員1人当たりの推移(全地方公共団体)>



参 考 1

給与制度・運用の適正化状況

平成18年度において、給料表の是正等給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ577団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ781団体であった。

○ 平成18年度における給与適正化等の状況

(単位:団体数)

区 分	昇給延伸	初任給基準 の 是 正	運用昇短 の 是 正	わたり の 是 正	給料表 の 是 正	高齢層職員の 昇給停止等	最高・枠外昇給の 昇給期間の是正	小 計 (A)
都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6
指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21
市 区	5	101	8	26	74	1	143	358
町 村	1	55	7	9	37	0	83	192
計	6	165	15	38	115	1	237	577

区 分	諸手当の是正	退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
都道府県	32 (25)	1	33	39
指定都市	10 (8)	0	10	31
市 区	260 (205)	113	373	731
町 村	202 (155)	163	365	557
計	504 (393)	277	781	1,358

(注)1 合計の団体数は延べ数である。

2 諸手当の是正の内数は特殊勤務手当の是正団体数である。

3 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。

参考 2

給与削減措置の状況（平成19年4月1日現在）

1,874団体中1,145団体(61.1%)が、独自の給与削減措置を実施し、年額1,503億円を削減。

○都道府県・指定都市における地方公務員（一般職）の給料削減率

（平成19年4月1日現在）

削減最高率	給料削減を実施している地方公共団体(抑制措置の内容)
8%～	北海道(10%)、島根県(10～6%)、香川県(8～1%)、鹿児島県(10～2%)
5%～8%未満	青森県(6～2%)、茨城県(5～3.5%)、富山県(5%・3%)、滋賀県(5～1.5%)、京都府(5%・2%)、岡山県(6～2.8%)、広島県(7%・5%)、愛媛県(6～2.6%)、高知県(5%・3%)、堺市(5%・3%)、広島市(7.51～1.51%)
3%～5%未満	千葉県(3～1.5%)、奈良県(4～1.5%)、鳥取県(4～2%)
2%～3%未満	山梨県(2%)、大阪府(2%)、和歌山県(2%・1%)、名古屋市(2%・1%)
その他	兵庫県(12月昇給延伸)